

北区商店街地域経済交流事業

商店街が地方自治体や地域団体等と共同して実施する経済交流事業に対して経費の一部を補助します！



事業目的

友好都市をはじめ北区との交流に意欲のある地方都市との人や物などの交流を通じて、商店街の活力やまちの元気を分かち合い、産業の活性化と特色あるまちづくりを推進するため、区内の商店街が、地方自治体や地域団体等と共同して実施する経済交流事業を支援します。

交流対象となる団体

経済交流事業の交流の対象となる団体は、特別区の区域外にある以下の団体となります。

- 地方自治体
- 地域団体等（商店街、商店街振興組合、事業協同組合、町会、自治会、商工会、農業協同組合、漁業協同組合その他の公益的団体又はその連合組織）

対象となる事業

区内の商店街と地方（特別区の区域外）の自治体、地域団体等が共同で実施する以下の経済交流事業が対象となります。

- 人、物等の交流を伴うイベント事業
- 物産販売事業
- その他目的に適合すると認められる事業 など

補助金額

経済交流事業を行う地方自治体、地域団体等が所在する地域が友好都市に当たるか否かで補助金額、補助率が異なります。

(1) 友好都市 (※)

補助対象経費の5分の4以内 (上限20万円以内)

※北区と友好都市協定を結ぶ、酒田市、中之条町、甘楽町を指します。

(2) 友好都市以外の都市

補助対象経費の3分の2以内 (上限15万円以内)

注意事項

事業実施に当たっては、以下の要件を満たす事業である必要があります。

- 原則、当該商店街等の街区内で行うものであること。
- 商店街等が自ら企画し実施すること。
- 連続する期間に行われるものであること。(おおむね3か月以内)
- 年度内に完了するもの。

また、以下に該当する事業は、補助対象外となります。

- 商品券等の特典又は割引を付加する事業
- 事業に係る全ての業務を委託する事業
- 販売促進のためにチラシ・ポスター等の作成のみ行う事業や、提灯、フラッグ等の装飾のみを行う事業
- 景品表示法の規定に違反している事業

その他、補助要件等につきましては、北区商店街地域経済交流事業補助金実施要綱をご確認ください。

商店街イベント支援事業と異なり、都度申請を受け付けます。
予算に限りがありますので、事業の実施を予定されている商店街におかれましては、お早目にご相談ください。

【ご相談・申請書提出先】

北区産業振興課商工係

住所：北区王子1-11-1北とぴあ11階

電話：03-5390-1235